

写

平成 26 年 10 月 30 日

太宰府市長 井 上 保 廣 様

太宰府市税制審議会

会長 馬 場 哲 郎



太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の規定に基づき、平成 26 年 9 月 11 日付 26 太税第 212 号にて諮問されました太宰府市歴史と文化の環境税について、慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。これまで税制審議会を 3 年ごとに開催し、途中 3 回の更新を行い現在に至っている。このたび、4 回目の検討時期を迎えるにあたり、適用期間等について太宰府市長から諮問があった。

まず最初に、歴史と文化の環境税が条例施行後 11 年を経過したことから、過去の税制審議会での議論、収入状況及び使途など歴史と文化の環境税の経緯についての報告を受けた。さらに、今後の少子高齢化、人口減少の中で本税が果たす役割の重要性について説明を受けた。

審議においては、歴史と文化の環境税を財源とする事業が渋滞緩和など住民の生活環境改善や来訪者へのおもてなしにつながっていることや、事業の決定については運営協議会の意見を反映することで透明性が確保されているという制度を評価する意見があった。一方で、事業を精査し限られた財源を効率的に活用すべきという意見や、税率等の現行制度の変更も含めて、継続については慎重に取り扱った方がいいという意見があった。

また、歴史と文化の環境税の改廃について、肯定、否定の意見があったため、引き続き市民、納税者及び駐車場事業者等関係者の意見を基に十分に審議を重ね、社会経済情勢の変容等を踏まえて制度の点検を続けていく必要があるという意見もあった。

さらに、市民や納税者に対し、本税の制度や用途についてより一層の周知を行い理解を求めることが必要であるという意見があった。

これらの意見を受けて総括すると、歴史と文化の環境税は、11年間にわたる関係者の協力により制度として定着し、安定した確実な財源となっており、用途についても一定の効果があったと認められる。今後も、持続可能性の観点から「歴史・文化都市」にふさわしいまちづくりを推進するために、この制度が関係者の理解を得ながら適正に運営されることを期待しつつ、継続することが適切であると判断した。

よって、今回の諮問に対する審議結果としては、歴史と文化の環境税を継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの結論に至った。

なお、平成22年に導入された太宰府古都・みらい基金の動向等、社会経済情勢の変容を踏まえ、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。

最後に、この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの施策実現において、一助になれば幸いである。